

## 取引又は証明における計量に使用する電力量計の種類について

[平成五年十一月一日

通商産業省資源エネルギー庁公益事業部技術課長]

平成五年十一月一日に計量法（平成四年法律第五十一号）が施行されることとなりましたが、取引又は証明における計量に使用する電力量計の種類については、引き続き以下を最低の基準として選定されるようお願いします。ただし、力率測定用のものは、この限りではありません。

種 類	取引又は証明における計量をする者
特別精密電力量計	契約最大電力一万キロワット以上の電力需要家
精密電力量計	契約最大電力五百キロワット以上一万キロワット未満未満の電力需要家
普通電力量計	電灯需要家及び契約最大電力五百キロワット未満の電力需要家